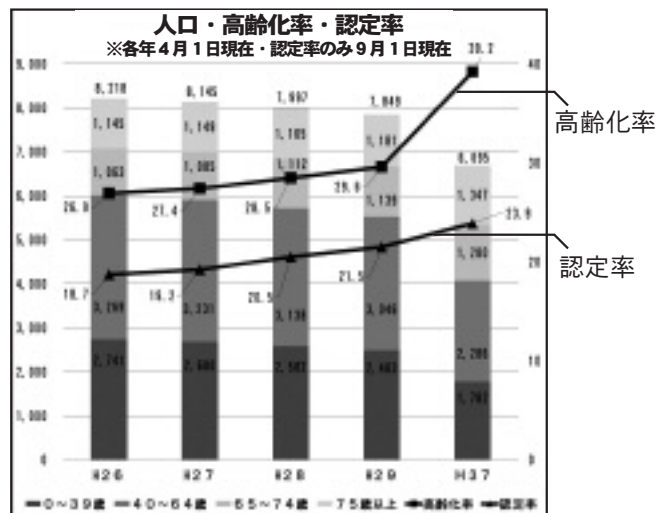


# 第6期介護保険事業計画・高齢者福祉計画を策定

高齢者が住み慣れた地域でいつまでも健康で、  
自分らしい生活を送ることのできるまちを目指して

わが国では、高齢化が急速に進行しておりますが、南幌町においても、団塊の世代が75歳以上となる平成37年には高齢化率がさらに進み、一人暮らしの高齢者や要介護認定者数の大幅な増加が予想され、この10年間で医療・介護・予防・住まい・生活支援の一体的な取り組みが重要となります。

こうした状況に対応していくため、町では、地域包括支援センターを中心として、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して生活を送ることができるよう、10年先を見据えた高齢者施策を総合的・計画的に推進するため、第6期介護保険事業計画（平成27年度～平成29年度）を策定しました。



## 基本方針と主な事業

### 1. 介護サービスの充実・強化

介護サービスの質の向上と相談体制の充実を図り、今後予想される重度要介護者、一人暮らし、認知症の方の増加を踏まえたサービスを検討します。

▷介護予防・生活支援サービス事業（平成29年～）

- 介護給付・介護予防給付サービス
- 地域密着型サービス
- 総合相談窓口

### 2. 在宅医療と介護連携

医療機関と介護職員の連携による円滑な退院後の在宅生活の支援・調整をします。

▷在宅医療・介護連携推進事業（平成27年～）

- 保健福祉医療サービス調整推進会議

### 3. 介護予防の推進

高齢者が健康で可能な限り自立した生活をしていただくために、運動機能の向上や地域のつながりを持てるような取組をします。

▷高齢者運動促進事業（平成27年～）

仮称…貯筋力アップ事業

地域で自主的な運動を継続できるよう支援

▷高齢者水中運動事業（平成27年～）

仮称…らくらくアクア教室

足腰に負担が少ない水中運動の推進

- 快足シャキッと倶楽部
- 男の料理教室



### 4. 日常生活を支援する地域づくり

地域づくりを推進し、地域の実情に合ったサービスや社会参加を目指します。

▷地域づくりサロン事業（平成27年～）

地域の会館を利用した高齢者が気軽に集える場づくり

▷介護支援ボランティアポイント事業（平成28年～）

高齢者等の地域貢献・社会参加を目的とした介護支援ボランティア活動の奨励・支援

- 地域の福祉を語ろう会
- 緊急通報装置設置事業
- あんしんキット配布事業
- 除雪サービス事業
- 配食サービス事業



### 5. 安心して生活できる住まいの確保

安心して高齢者が生活できる住宅を確保します。

▷住宅リフォーム等助成事業（平成27年～）

安心して住み続けるためのリフォーム費用の助成

- シルバーハウジング生活援助員設置事業
- 福祉用具相談事業、レンタル事業

### 6. 認知症高齢者支援の推進

認知症高齢者に対し、地域で支えるネットワークの充実と早期からの適切な対応と支援をします。

▷認知症総合支援事業（平成29年～）

認知症の早期診断・早期対応ができる体制

▷地域ケア会議（平成27年～）

- 認知症サポーター養成講座
- 介護者のつどい事業
- 認知症高齢者等SOSネットワーク事業

●平成27年度から介護保険料が変わります

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料は、相互の支え合いの中で、介護保険事業を円滑に推進するため、3年ごとに策定される介護保険事業計画の定める介護給付費の見込額等から算出されます。

平成27年度からの3年間は、第6期介護保険事業計画により介護保険料が定められていますが、第5期介護保険計画（平成24年度～平成26年度）の基準月額3,917円と比べ、1,066円増加し4,983円になりました。この改正は、介護を必要としている方の増加や本年4月からの介護給付費・地域支援事業費の負担割合の改定を踏まえ、見直しを行ったものです。

また、制度改正に伴い所得段階が標準6段階から標準9段階に変更になりました。

なお、平成29年度には消費税が引き上げされることに伴い、町民税非課税世帯の負担割合がさらに軽減される予定となっています。

**第5期計画保険料（平成24年度～平成26年度）**

所得段階		対象者	負担割合	年額保険料(月額)
町民税 非課税世帯	第1段階	生活保護受給者又は老齢福祉年金受給者	基準額×0.5	23,500円 (1,959円)
	第2段階	課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の方	基準額×0.5	23,500円 (1,959円)
	第3段階	軽減対象者 課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間120万円以下の方	基準額×0.625	29,300円 (2,442円)
上記対象以外の方		基準額×0.75	35,200円 (2,934円)	
町民税 課税世帯	第4段階	軽減対象者 本人が町民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の方	基準額×0.875	41,100円 (3,425円)
		本人が町民税非課税で上記対象以外の方	基準額×1.0	47,000円 (3,917円)
町民税 課税世帯	第5段階	本人が町民税を課税されていて、前年の所得が190万円未満の方	基準額×1.25	58,700円 (4,892円)
	第6段階	本人が町民税を課税されていて、前年の所得が190万円以上の方	基準額×1.5	70,500円 (5,875円)

改正

**第6期計画保険料（平成27年度～平成29年度）**

所得段階		対象者	負担割合		年額保険料(月額)	
			平成27年 平成28年	平成29年 [予定]	平成27年 平成28年	平成29年 [予定]
町民税 非課税世帯	第1段階	生活保護受給者又は老齢福祉年金受給者	基準額 ×0.45	基準額 ×0.3	26,900円 (2,242円)	17,900円 (1,492円)
		課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の方				
町民税 非課税世帯	第2段階	課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間120万円以下の方	基準額 ×0.75	基準額 ×0.5	44,800円 (3,733円)	29,900円 (2,492円)
	第3段階	上記対象以外の方	基準額 ×0.75	基準額 ×0.7	44,800円 (3,733円)	41,800円 (3,483円)
町民税 課税世帯	第4段階	本人が町民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の方	基準額×0.9		53,800円 (4,483円)	
	第5段階	本人が町民税非課税で上記対象以外の方	基準額×1.0		59,800円 (4,983円)	
	第6段階	本人が町民税を課税されていて、前年の所得が120万円未満の方	基準額×1.2		71,700円 (5,975円)	
	第7段階	本人が町民税を課税されていて、前年の所得が120万円以上190万円未満の方	基準額×1.3		77,700円 (6,475円)	
	第8段階	本人が町民税を課税されていて、前年の所得が190万円以上290万円未満の方	基準額×1.5		89,700円 (7,475円)	
町民税 課税世帯	第9段階	本人が町民税を課税されていて、前年の所得が290万円以上の方	基準額×1.7		101,600円 (8,467円)	

～お問い合わせ：あいくる保健福祉課健康づくりG・住民課医療介護G～

# 南幌町子ども・子育て支援事業計画を策定



## 「一人一人の子どもが健やかに育つまち」を目指して

この計画は、急速な少子化の進行対策として、「子ども・子育て支援法」に基づく、新たな子ども・子育て支援制度の推進を目的に、幼児期の教育と保育、地域の子ども・子育て支援事業の提供等に対する考え方や方向性、具体的な子育て支援事業などを示し、計画期間を5年間（平成27年度～31年度）として策定しました。

計画の策定にあたり、国の策定方針等に沿い、子育て支援施策の実績を踏まえ、子育て家庭へのニーズ調査によって寄せられた意見等を参考に、保護者の方や教育・保育所・幼稚園の関係者、子育て関係者で構成する「子ども・子育て会議」で審議され、町として計画を策定したものです。

町では、この計画を基本に、一人一人のお子さんが健やかに育つまちを目指して、各種の子育て支援事業に取り組んでいきます。なお、国が規定した地域子ども・子育て支援13事業のうち、計画では10事業に取り組むこととしています。

子ども・子育て支援制度では、教育・保育を利用する子どもについて、3つの認定区分（①幼稚園利用者、②3歳以上の保育所利用者、③3歳未満の保育所利用者）が設けられ、これに従って施設型給付が行われるとともに、パートタイム就労など短時間就労（月48時間以上）の人についても、保育短時間（1日当たり8時間まで）で保育所を利用することができるようになりました。



### 【主な地域子ども・子育て支援事業】

#### ○拡大して実施する事業

- 学童保育事業：小学6年生まで対象（これまでは小学3年生まで）

#### ○新規事業（町独自事業）

- 4歳児・5歳児健康相談事業：3歳児健診後、就学までの間に成長発達の確認、子育てやしつけに関する相談を年6回（奇数月）、医師・保健師・療育担当者等で応じます。（事前に予約が必要です）

#### ○継続して実施する事業

- 保育所関係：延長保育事業、一時預かり（一時保育）事業、子育て支援センター事業
- 幼稚園関係：一時預かり（預かり保育）事業
- あいくる関係：妊産婦健康診査、乳幼児家庭訪問事業、養育支援訪問事業、子育て短期支援事業（児童相談所と連携して対応します）、病児・病後児保育事業（近隣で実施している病院等の情報を提供します）



～お問い合わせ：あいくる保健福祉課福祉障がいG～

## 募集結果について◆

計画名	①第6期南幌町介護保険事業計画・高齢者福祉計画（平成27年度～平成29年度）（素案）	②第3期南幌町障がい者計画（平成27年度～平成32年度）・第4期南幌町障がい福祉計画（平成27年度～平成29年度）（素案）	③南幌町子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）（素案）
意見件数	1件	0件	0件
意見内容	計画：①（素案：7頁） （6）認知症高齢者支援の推進において、「できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続ける」とありますが、そのためには、地域包括ケアシステムによる自助・共助の取り組みが必要であると考えます。自助というところ言えば、自分自身で様々なサービスなどを分かりやすく理解し、対応する取り組みが必要であり、そのためには認知症ケアパスを南幌町でも作成する必要性があるかと思っておりますがいかがでしょうか。		

町民等からのご意見がなかった②、③の計画については次のとおり取り扱うこととします。

②＝策定委員会で承認を得て策定 ③＝子ども・子育て会議で承認を得て策定



# 第3期南幌町障がい者計画 第4期南幌町障がい福祉計画を策定

## 支えあい、ともに暮らせるまちづくり

本計画は、「南幌町障がい者計画」と「南幌町障がい福祉計画」を一体的に策定したものです。

「南幌町障がい者計画」においては障がい者施策の基本的な指針を示した計画、「南幌町障がい福祉計画」においては「南幌町障がい者計画」の障がい福祉サービス及び地域生活支援事業の見込み量を定めた実施計画として、南幌町の障がい者施策を推進していきます。



### 計画の期間

障がい者計画の計画期間は、平成27年度から平成32年度までの6年間とします。障がい福祉計画の計画期間は、国の基本指針で3年と定められており、第4期障がい福祉計画期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

### 主な取り組み

障がいのある人たちが、困ったときにいつでも相談できる場所やライフステージに応じた切れ目のない支援体制の構築を推進し、障がいの有無にかかわらず誰もが、安心して生活を送れるような生活環境の整備を目指し、この2つの計画では、自立支援給付事業、障がい者自立促進交通費助成事業、人工透析患者等通院交通費助成事業などに取り組むこととしています。



～お問い合わせ：あいくる保健福祉課福祉障がいG～



## ◆パブリックコメント

### 町の回答

認知症ケアパスは、認知症の本人やその家族などが、疾病の理解をはじめ、認知症の発症予防から常に介護が必要な状況に至るまでの容態の変化に応じ、いつ、どこで、どのようなサービスを利用できるのかを具体的に提示するもので、そのサービス支援体制は医療や介護サービスにとどまらず、地域での支え合いや見守りなど多様なサービスも含めて一体的に取り組む必要があると捉えています。

第6期計画においては、新たに取り組む介護予防・生活支援サービス事業や生活支援体制整備事業と併せ、認知症総合支援事業について平成29年度から実施できるよう準備を進めていくこととしており、認知症ケアパスの作成、活用についても、その認知症総合支援事業の一環として、認知症の方や関係者ご家族、関係者が利用しやすい内容となるよう計画期間中に調査・検討を行い、平成30年度から本格的に活用していきたいと考えています。

意見のあった①については意見を反映し策定委員会の承認を得て策定しました。

※各計画書は、ホームページ並びに情報コーナー（役場・夕張太ふれあい館・あいくる）でご覧になれます。